

著作権質権登記弁法（意見募集稿）

2010年4月23日

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

著作権質権登記弁法（意見募集稿）

第一章 総 則

第一条 著作権抵当行為を規範化し、債権者の合法的権益を保護し、著作権取引の秩序を守るために、「中華人民共和国物権法」、「中華人民共和国担保法」、「中華人民共和国著作権法」などの法律に基づいて本弁法を制定する。

第二条 国家版權局が中国版權保護センター（以下登記機構と略称する）に著作権質権登記の取り扱いを委託する。

第三条 抵当する著作権は、「中華人民共和国著作権法」に規定された著作権、並びに著作権に係わる権利の財産権でなければならない。

第四条 著作権の抵当にあたって、抵当者と質権者は書面による質権契約を締結し、かつ双方共同で登記機構に質権登記の届出を提出しなければならない。

抵当者と質権者（以下「申請者」と称する）は自分で手続することもよければ、代理人に手続を委任してもよい。

抵当する著作権は複数の権利者が共同で所有する場合、抵当者は代表を選定し登記手続きを届け出ることができる。

第五条 著作権の質権の設立、変更、譲渡と消滅は、質権登記簿に記載された時点から効力が発生する。

第二章 登記の届出

第六条 質権登記手続きに当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 著作権の質権登記申請表
- (2) 抵当者、質権者の身元証明書類
- (3) 質権契約
- (4) 代理人に手続を委任している場合、委任状と受任者の身元証明の提出
- (5) 著作権が2人以上の権利者に共同所有される場合、共有者の書面による契約

の提出

(6) 抵当する前に他人に使用許諾をした場合、使用許諾契約の提出

(7) 抵当する著作権に対して評価を行ったことがあるもの、質権者が評価することを求めるもの、あるいは法律、法規の規定に基づき価値評価が必要とされるものの場合、有効な価値評価報告の提出

提出する書類が外国語の場合、中国語訳を同時に提出しなければならない。

第七条 申請者が提出する著作権の質権契約は以下の内容を含むものとする。

- (1) 申請者の基本情報
- (2) 担保される主債権の種類、定額
- (3) 債務者の債務履行の期限
- (4) 抵当著作権の権利内容
- (5) 質権担保の範囲と期限
- (6) 当事者が約束したその他の事項

第三章 登記の受理、審査と登記証の発行

第八条 申請書類が規定に合致する場合、登記機構は受理したうえ、受理してから5業務日内に審査を完成し、「著作権質権登記証」を発行しなければならない。登記証の製作日を登記日付とする。

第九条 申請書類が規定に合致しない場合、登記機構は申請者に30業務日内に補正するよう通知しなければならない。期限を過ぎても補正しない場合、届出の取下げと見なす。補正しても依然として規定に合致しない場合、登記を拒絶する。

第十条 登記証書は以下の内容を含む。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 抵当に係った作品の情報
- (3) 抵当権利の内容

(4) 質権登記番号

(5) 登記の日付

登記証書には、以下の内容を表記しなければならない：著作権の質権は登記日から設定される。著作権が抵当された後、質権者の同意を得ずに、著作権の譲渡、他人への使用許諾をしてはならない。

第四章 登記の変更、取消し

第十一条 申請者の氏名又は名称、抵当に係わる作品の情報、担保の定額などの事項に変更が生じた場合、申請者は登記の変更を申請することができる。

登記変更の申請に当たって、登記変更申請表、変更事項の証明書類、申請者の身元証明などの書類を提出しなければならない。

第十二条 登記機構が登記変更申請を受理してから10業務日内に審査を完成し、変更事項について登記するものとする。

変更事項が登記証の内容の変更に係わる場合、元の登記証を返還しなければならず、登記機構により新しい登記証を発行するものとする。

第十三条 申請者が登記の取消を申請する時に、登記機構に質権登記取消申請書、身元証明などの書類を提出し、かつ元の著作権質権登記証書を返さなければならない。

登記機構は登記取消申請を受理してから10業務日内に審査を完成し、登記を取り消して、そして申請者に登記取消通知書を発行するものとする。

第十四条 下記状況の1つに該当する場合、登記機構は登記を取り消し、登記取消通知書を発行しなければならない。

(1) 登記した事項が事実と一致しないことを発見した場合、

(2) 司法機関、仲裁機関、行政管理機関が下した、効力が発生した法的文書により取り消さなければならない場合、

(3) 登記機構が法に基づいて取り消さなければならないと認定したその他の場合

第十五条 登記証の紛失又は破損のため、申請者が再発行或は交換発行を申請す

る場合、登記機構は申請を受理してから3業務日内に再発行或は交換発行するものとする。

第五章 登記消却

第十六条 下記状況の一つに該当する場合、申請者は質権登記の消却を申請することができる。

- (1) 質権契約の履行が完了している
- (2) 質権者が質権を放棄した
- (3) 質権が実現されている
- (4) 質権の消滅を引き起こすその他の場合。

第十七条 質権登記の消却を申請する時に、登記消却申請書、登記消却証明書、申請者の身元証明などの書類を提出し、かつ著作権質権登記証書を返さなければならない

登記機構は受理してから10業務日内に手続きを完成し、そして登記消却通知書を発行しなければならない。

第六章 登記簿

第十八条 登記機構は質権登記の関連情報を記載する質権登記簿を作成しなければならない。登記簿は質権登記の原始的な書類であって、以下の内容を含むものとする。

- (1) 申請者の基本情報
- (2) 質権契約の主要内容
- (3) 登記手続きの状況
- (4) 登記の日付
- (5) 登記の変更、取消の状況
- (6) 登記消却の状況

(7) その他記載する必要がある内容

登記証での内容は登記簿の内容と一致していなければならない。一致しない記載について、登記簿に確かに誤りがあることを証明できる証拠がある場合を除き、登記簿に準じる。

第十九条 権利者、利害関係者は登記簿の情報について問い合わせ、コピーを申請することができ、登記機構はそれを提供しなければならない。登記機構は申請者の要求に応じて他の形式による登記状況の公告を行うことができる。

第七章 付 則

第二十条 本弁法は国家著作権局により解釈する。

第二十一条 本弁法は発布日から施行する。1996年国家著作権局が制定した「著作権抵当契約登記弁法」は同時に廃止する。